

平成19年2月議会で条例改正を伴う見直し(案)について

平成19年1月18日
職 員 課

1 概要等

項 目	概 要									
旅費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日当・宿泊料の見直し 【宿泊料(県内)】 9,800円/泊 8,200円/泊(1,600円) 【日当(県外)】 ア 泊ありの場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 休憩時間後に在勤庁を出発又は休憩時間前に在勤庁に到着した場合 = 1,100円/日(半日当) (イ) 上記以外 = 2,200円/日(現行どおり) イ 泊なしの場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 業務終了後速やかに、最も経済的な通常の経路及び方法により移動しても、旅行終点着時刻が 21:00 を過ぎた場合 = 2,200円/日(地域内交通費との調整あり) (イ) 上記以外 = 不支給(現行どおり) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車賃の単価の見直し 16円/km 25円/km <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支度料の廃止 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭発令の範囲の拡大 常態的な業務に限定 短時間(往復時間を含め概ね4時間以内)なものも対象 									
カット率の見直し	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1%緩和</td> <td style="width: 35%;">部長級：5%</td> <td style="width: 50%;">4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般職：4%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>若年層：3%</td> <td>2%</td> </tr> </table>	1%緩和	部長級：5%	4%		一般職：4%	3%		若年層：3%	2%
1%緩和	部長級：5%	4%								
	一般職：4%	3%								
	若年層：3%	2%								
特殊勤務手当の見直し	災害応急作業等手当(防災ヘリの教育訓練業務)の単価改正 消火活動・救急業務・災害調査：時間 1,200円 教育訓練：時間 300円 600円									
ノーマイカー運動に係る通勤手当の改正	月3回程度参加を想定した手当額を設定 (自動車等の使用距離に応じた通勤手当月額 × 18/21) + (交通機関等の3往復分の実費額(回数券))									
特地勤務手当の見直し	特地勤務手当の廃止(特地勤務手当に準じる手当は現行どおり) 支給地：園芸試験場日南試験地									

2 その他

一般職の非常勤職員(事務)の制度化に伴う所要の規定の整備(平成18年12月21日提示済)

【改正条例】

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 職員の旅費に関する条例

3 施行期日

平成19年4月1日

旅費制度の見直し(案)について

平成 19 年 1 月 18 日
職 員 課

現行制度で支給する旅費について、職員の意見などを聞きながら、出張に必要な経費の実態を点検した結果に基づき、次のとおり見直しを行う。

1 見直し検討案

項目	現 行	改 正 案	
		概 要	考 え 方
宿泊料 (県内)	9,800 円/泊	8,200 円/泊	実勢価格相当まで減額 (1,600 円/泊) 県外は現行どおり 甲地(東京):10,900 円/泊 乙地: 9,800 円/泊
日 当 (県外)	泊あり: 2,200 円/日	休憩時間後に出発又は休憩 時間前に帰着 : 1,100 円/日(半日当)	出張中の拘束時間の長短に応 じ日当を支給(日当を支給する 場合は交通費との調整あり) 県内は現行どおり(日当支給 なし)
	泊なし: 支給なし	21 時を過ぎて帰着する場合 : 2,200 円/日	
車 賃	16 円/km	25 円/km	私用車の公務使用という観点 で維持経費として必要な経費 を加味(法定車検費用額相当 等)
外国旅行 の支度料	定額(出張期間に応じ 26,950 円 ~ 123,200 円) (国の規定を準用)	廃止	内国旅行と異なる準備、携行 品等に要する経費として旅費 支給する必要性なし
口頭発令	常態的な業務に限り、口 頭発令することができる	対象範囲の拡大 短時間なもの 【要件】 ・旅費の支給を伴わないもの ・概ね 4 時間以内(往復時間 を含む)	勤務場所から比較的近距離の用 務地への一時的な外出(出張)に ついて、手続きの簡素化・合理 化を図るとともに職員の事務軽 減に資する。

2 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

特地勤務手当の見直し(案)について

平成 19 年 1 月 18 日
職 員 課

1 手当創設時の趣旨(昭和46年度)

(1)特地勤務手当

離島その他の交通の著しく困難な地に所在する公署に勤務する職員の精神的負担や生活の不便度に給与上対処することによって、これらの公署に必要な職員を配置しやすくすることを目的に創設

(2)特地勤務手当に準ずる手当

高度の知識、経験を必要とする技術者等の場合、地元労働力以外の地域から雇用する必要もあり、都市等で生活していた職員が生活不便度の大きい地域に住居を移転することに伴う生活の不便性、精神的負担などに給与上特別の配慮を加えることによって、特地公署又は準特地公署への要員の確保を容易にし、人事管理の円滑化を図るため

2 見直し概要

特地勤務手当の廃止

(理由)

手当創設時に比べ、社会経済の一層の発展とともに道路等の社会資本や公共施設等の整備、充実化が進み、個人生活の面でも自家用車の所有が一般的になるなど、生活の著しく不便な地とはいえなくなった。

ただし、当該公署の生活不便度、生活不便な地への異動忌避の傾向が強いことなどを考慮し、特地勤務手当に準ずる手当については、現行どおりとする。

3 対象公署

園芸試験場日南試験地(日野郡日南町阿毘縁)：1級地

4 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

通勤手当の見直し(案)について

平成 19 年 1 月 18 日

職 員 課

1 見直し概要

ノーマイカー運動参加者を対象とした支給区分を新設

(理由)

ノーマイカー運動に係る職員アンケート結果を踏まえ、自家用車通勤者がノーマイカー運動に参加して交通機関を利用する場合の支給区分を設けることにより、交通機関の往復運賃の負担実態との整合を図り、ノーマイカー運動参加を促進する。

2 支給額等

(1)支給額

(自動車等の使用距離に応じた通勤手当額 \times 18/21) + (交通機関等の 3 往復分の実費額(回数券))

<考え方>

1月(21日)あたり3回程度運動参加することを想定した按分額

(2)その他

- ・自動車と交通機関の併用者の場合は、自動車使用区間のみを按分にし、他は本来支給額(パークアンドライドを含む。)とする。
- ・支給額(按分額)が、本来支給額(自動車通勤)を下回る場合にあっては、当該支給額(按分額)とする。
- ・支給方法は定額とし、結果的に、参加実績が3回と異なっても差額調整しない。
- ・ただし、参加実績がなかった場合、当該月は本来支給額(自動車通勤)を支給する。(本来支給額が、支給額(按分額)を上回っている場合は、支給額(按分額)が限度(従前どおり)。)

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

特殊勤務手当の見直し(案)について

平成 19 年 1 月 18 日

職 員 課

1 見直し概要

災害応急作業等作業手当のうち、航空機に搭乗して行う教育訓練業務

時間 300円 600円

(理由)

災害時等異常環境下を想定して実施している教育訓練について、加算的要素(災害時等生命の危険性の高い異常環境下における業務)を認める。

2 指標に対する点数表

判 断 指 標		現行	見直し後
危険性	崖地等作業現場の足場の不安定さに伴う転落、墜落等日常的な生命の危険性や緊張感が顕在 落盤、落石等の危険性が予想される現場における業務 生命に危険を及ぼす感染の恐れが高い細菌や血液等の物質、物体を取り扱う業務 火薬類、高圧ガス等災害があった場合に行う著しい危険を伴う検査業務 不測、不可避的な暴力行為等による公務災害の発生実績又は発生可能性の顕在 車両通行下における道路上の作業のうち、夜間・悪天候時等運転手からの視界が不良の中で行われる作業 夜間、異常気象時における除雪作業	(- 1 点)	(- 1 点)
不快性	と畜におけると殺直後の検査、検体採取による不快性が顕在 手足の皮膚が容易に剥がれる等損壊状態の進んだ死体の取扱いや解剖作業 病患畜のと殺検査、死亡畜の解剖による不快性が顕在 犬・猫のと殺処分、処理による不快性が顕在	×	×
不健康性	被爆の恐れのある放射線のように健康阻害の恐れが高い物質、物体を取り扱う業務 有毒物質の充満等、健康阻害の恐れが高い作業環境の下で行われる業務 相当長時間水圧等の変化にさらされることによる健康阻害の恐れがある作業に従事 著しい悪臭、騒音、気温等劣悪環境下で常時又は長時間行われる業務	×	×
困難性	事業等反対する者に対し、行政目的遂行のため行われる折衝業務 人格形成と自立に向けた重要な発達、成長段階における指導のうち、夜間の少人数勤務時における指導の困難性 船舶に乗船し、船内において夜間長時間拘束される特殊な勤務形態	×	×
加算的要素	災害時等生命の危険性の高い異常環境下における業務 相手方が積極的な加害意思意図をもって暴力的威嚇等を行うような特別な緊張感の下で行われる業務 人命救助、救急活動など人命に関わる緊急業務 動物(中型・大型)のと殺処分及びその実行中の暴れる動物の制御、血液の飛散等の特別な緊張下における業務	×	(- 1 点)
総 点 数		1 点	2 点

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

